第十一號

梅谷遺折判例問題

洋菓新書



3 遠折比例

二人合資して商業をなす人として其本資金甲、
三百円乙二百円を出金而して甲二ヶ月乙六ヶ月に
して金百七十円の利を得たり之を各出額の多
少を以て配当せんには幾何ずつ
を配当すべきや

式

300×2=600 甲 200×6=1200 乙

600
1200
+1800

1800

百里の路 左に松桃李杏林橘蒲萄の
六種を植え其間の里ごとに五十ヅヽの
木を其隔毎に植えんとす

$5^5 = 3125$
$5^4 \times 3 = 1875$
$5^3 \times 32 = 1125$
$5^2 \times 33 = 675$
$5 \times 37 = 405$
$3^5 = 243$

7448

一農夫が石高二千當七十五石の田畝を三子に
分与するに次男は次男より十一ヅヽ多く末男は
次男より十一ヅヽ少なくせしに其分与の
割合如何

長 $\frac{9}{11}$ 次, 末 $\frac{45}{66}$ =

$\frac{66}{66}, \frac{54}{66}, \frac{45}{66}$,

66 + 54 + 45 =

= 165 組

至四分二を石宮ヲ築建するに各業の優劣此較をるに乙ハ甲の二ヶ一多く丙ハ甲乙の和に其三ケノ一多く丁ハ甲乙丙和に其四ケノ一多くして後計の金を三百十貫文とす其屋労と各一ヶ五ケ五ケ五ケ

銀行ニ預ケ置キタル不日四千八百円ノ利益ヲ得ントスル事ヲ聞キ其出金高ニ応ジ配当ヲ為ス時ハ若干ヲ出スベキ旨ヲ申込ミ

(ハ) 四人合併ノ金高三百二十円ヲ三ヶ月賃附甲ニ貸シ六ヶ月後ニ元利ヲ受ケントスル事ノ如キ是レ高ヨリ金ヲ出シ若ノ出資高ヨリ多額ノ利益ヲ得ントスル

(ニ) 地面ヲ売ル約束ヲ為シ乙ヨリ若干ノ金ヲ甲ノ地下高八十九人ニテ其地ヲ八百六十七人ニ売ル約束ヲ為シ甲ノ地千三百二十人ニテ其地ヲ千三百三十三人ニ売ル約束ヲ為シ其実ハ何レモ虚偽ノ価格ヲ以テ千六百五十円ヲ千七十五円ニ売ル約束ヲ為シ

(ホ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ヘ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ト) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(チ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(リ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ヌ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ル) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ヲ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ワ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(カ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ヨ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(タ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(レ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ソ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ツ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ネ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ナ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ラ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ム) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ウ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ヰ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ノ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(オ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ク) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ヤ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(マ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ケ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(フ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(コ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(エ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(テ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ア) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(サ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(キ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ユ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(メ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ミ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(シ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ヒ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(モ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(セ) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ス) 甲ハ乙ニ対シ三人合併シテ豆腐屋ヲ為ス約束ヲ為シ

(ン

食セシメ以テ四ヶ月乃至十日ヲ経テ其代償ヲ以テ
其ヲ購ヒ若クハ何ヲ以テ生ヲ営ムヤ

(9) 三人合資シテ商業ヲ営ミ年々三百四十円ノ
利益ヲ得ントスル其資金ハ商業ノ初メ八百円ヲ出シ
甲ハ二ヶ月ノ後五百円ヲ出シ丙ハ三ヶ月ノ後八百円ヲ出
セリトセハ右出金ノ多寡ニ利益ノ高ノ配
分若クハ何ヲ以テ満ツヤ

(10) 一華族アリ人我家令ヲ招聘シ家従ノ三人ヲ給其勤仕
ノ年数ヲ以テ給与ノ別ヲ立ント欲ス其月俸ヲ
如何トセハ家令ハ六ヶ年ノ勤ニテ月俸十五円ヲ得ヘク家
扶ハ十ヶ年ノ勤ニテ十二円ヲ得ヘク家従ハ四ヶ年勤月俸十
円ヲ給セラルヘク右ノ分量ハ孰レモ若干ヲ以テ等シ
ヤ

(11) 米三百六十九俵ノ数次等ニ別ケントスルニ等ニ
分ケラルヘキトキハ若干ツヽナルヤ

(12) 正七位ハ金四千五百十五円五年我ガ分ヲ受ケ各其業
ノ優劣ヲ以テ月俸ヲ定ムルニ当リ七分ノ一ヲ減シテ俸ヲ給ハ
若干何ト等ヤ

(13) 某三人合併して商業を営むに長ずる者一年六ヶ月未満一ヶ月の営業高百八十四円の利益を得たり若本金を割合を二と三と四とのめくあせしと云ふ時其高若干宛何程ぞや

(14) 甲その人より若干金を貸附し甲毎月二割の利をもて毎月一割宛の利をはしとう右甲の利金三ヶ月と乙の利金六ヶ月と同額なりと云ふ時其元金の割合若干宛何程ぞや

(15) 一個の堤防築くに六十人にて廿日を要せり乙六百両

二の丁 三百六十日にて賃銭六百六十三貫文を得たり仍て甲乙丙丁四人にて分配せんに各若干宛何程ぞや

(16) 貴族六人にて家禄を請取しに其額一ヶ年の石高六人分合算して六十万石三千四百石なり若之を分配せんに其高の差を次の如くせんと云ふ時各の禄高若干宛何程ぞや

(17) 甲乙の士人家禄の積金八百円を配分し酒店を開き其利益高を算するに六ヶ月にて五十四円を得たり四ヶ月にて四百円を得たり各の主金若干宛何程ぞや

(18) 賓客三人を招き饗応せしに、甲、酒二、味淋丙、洋酒各一合を携え来り、乙は一升三合を飲尽せしを以て、甲の二倍、丙の五倍なりとて其割合を以て各の酒量を知れり

(19) 士三人を集めて百坪の地を開拓せしに、其賃銭三百五十銭なりしが、甲は六十七、三丙の四倍を出せしと、其賃銭同額なりしとの若干の賃銭を知れや

(20) 甲乙丙三名の学生が洋籍三冊を翻訳せるに三名の働きも月と日と時との同一のものなりしと云う各名

(21) 金百七十円を以て兄弟三人に与えんとせしに、甲を乙の三倍、丙の四倍とせし時は各幾何を知れや

(22) 一十人寄って牛乳の家禄を兄弟三人に一小甲の十一倍、乙の十三倍、小同一、丙の五分の一小同一と云う時は各受くる幾何を知れや

(23) 賞金四百五十円を以て三等の者に配分せんとせし其割合第二等者、第一等者の四分の三なり、第三等者は第一等者三等の和の七分の二と定めし時は各受くるの金

高麗何小菊

(24)
商賈三人集金一千米四十五俵買入之以若出金の高
応じてそれぞれ乙に甲の五分ノ一丙に乙の七分の一
と云ふ若干宛の俵数何小菊や

(25)
商人ロンドンに航海して金剛石一千百三十二個を買ふて
帰朝しこれ五名で売却きた甲に乙の三分
六両の二分一匁同一丁に丙より三割引丁と戊に四と五
のめしと云時に若干何ほどいきや

(26)
買約三千個金巾木綿五百個羽二重百七十五疋綿布

(27)
五十疋錦五十四巻綿布九千六百疋之を第五名に配分
と云其多少の次第三個七個八個乃二十三個四個の如く
なる時に若干宛何ほどや

一塔の守兵城分つる本城に五百人を置き城の四方に砦
築き東に四百五十人西に三百八十人南に二百人北に二百人
を備置き他に麹二百五十人酒一百本糧五千
六百二十三俵を送り来りこれを兵士の人員に応じて本
城と堡砦と一配分きたる時に若干宛きや

(28)
三人の旅客二年の月に行程合算して六千里ある道

(29)

と云甲の方法三倍ハ乙の二倍半同一乙の五倍ハ丙の七倍半同一と云時ハ若干くらの道法成哉いくや

二名合せて蒸気の小船を買ふ其価甲ハ一万円乙ハ一万二千五百円丙ハ一万六千五百円と出し一年又此船を使賃一万五千六百円の損失なく此投金を償ふとき時ハ若干くら出して可きや

30 陸軍士官下士卒三十六人にて卒ひて歩陣を其始め出兵の総人数の内四分の一ハ戦死八分の一ハ擒となり六分の一ハ傷疾重くて病院ゑ残一又十二分の一ハ病死せりと云時ハ出陣の人数幾何そや又旦戦死減ずる

(1)
甲 五百十二円
乙 千二百円
丙 千八十円
丁 五百四円
戊 三百十二円

(2)
甲 四百三十五円
乙 三百六十円
丙 三百十五円
丁 二百三十五円

(3)
甲 千二百円
乙 千六百円
丙 二千円

(4)
甲 四十二円
乙 五十六円
丙 七十八円
丁 百二十六円

(5)
甲 二百三十六円七十銭
乙 二百六十四円十銭
丙 三百三十六円
戊 四百五十九円五十銭
丁 三百六十円

(6)
甲 六十五個
乙 五十五個
丁 四十個
戊 三十個
丙 四十五個

(7)
甲 六尺三寸
乙 三尺六寸
丙 三尺七寸
一円ニ付 七寸

(8)
甲 三十円
乙 三円

(9)
甲 百円
乙 百二十円
丙 百二十円

(10)
家令 百八十円
家扶 二百四十円
家従 八十円

(11)
長子 百弐十五俵
次子 百俵
三子 八十俵
四子 六十四俵

(12)
甲千二百円五十銭
乙千二十九円
丙八百八十二円
丁七百九十六円
戊六百四十八円

(13)
長る八十円
甲子七十二円
未子三十二円

(14)
甲八五
乙八四

(15)
甲八二百五十銭 乙二十五銭 丙四十五銭
丁六十銭七厘五毛 戊百八十二銭三厘五毛

(16)
甲二十石四斗八升 乙十五石三斗六升 丙十石五斗二升
丁八石六斗四升 戊六石四斗八升 己四石八斗六升

(17)
甲三百七十何十九分の六
乙四百二十何十九分の一

(18)
甲一斗五合 乙 一斗
丙八石

(19)
甲六十五 乙四十三と三二
丙三十二半

(20)
甲三千六百冊 丙五冊
乙百二十冊

(21)
甲百二十円 乙四十円
丙十円

(22)
甲四十石九斗五升
丙二十四石七斗五升
乙三千四百六斗五升

(23)
一等二百円
二等百五十円
三等百円

(24) 甲三千六佰四十三分二十七　乙　七佰四十三分十四
丙一佰四十三分二

(25) 甲四百六十個　乙三百四十個　丙百六十個
丁百十二個　戊百四十個

(26) 甲六十六個三分二　乙八十八個九分の八
丙百九十九個九分の五　丁百七十七個九分七
戊五百十一個九分一

麵包

車輛　六千百三十六斤百十
東路　六千百四十七斤六十一分三十三
西路　五千百九十一斤百八十三分四十七
南路　四千九十八斤六十分二十二
北路　二千七百三十二斤百四十三分四十四

(27) 商業

車輛　二千七百八十三分五十九
東路　二千四百六十一分四十三
西路　二千一本百八十三分百四十
南路　十六斤　六十一分二十四

米糧

(28)

甲午六百八十里　乙二千五百二十里

丙午八百里

(29)

甲午四百四十里　乙午五千四

丙午六千六百

(30)

一軍人負九千六人

戰死二千四

病人十六人

擡十三人

病死八人

$\frac{1}{20\times3}=\frac{1}{60}$

$\frac{1}{15\times5}=\frac{1}{75}$

$\frac{200}{\frac{1}{60}\quad 3=甲}$

$\frac{\quad}{\frac{1}{75}\quad 4=乙}$

茶四番ノ解

